

飯塚市中小企業融資制度一覧

令和5年4月1日現在

区分	制度名	目的	融資対象	用途	融資条件						取扱金融機関
					限度額	年率	期間	保証料年率(※)	担保・保証人	申込時期	
通常の事業に資金が必要な方	事業資金	中小企業者等が営む営業に必要な資金	市内に事業所を有し、現に事業を営んでいることが確認でき、納期の到来している市税を完納している企業で、真に資金の必要性があり、具体的な計画がある者 ※許認可等を必要とする業種にあっては、その許認可等を有する者	運転資金 設備資金	700万円以内	1.35%	5年以内	0.45% ～ 1.63% (割引制度あり)	(担保) 必要に応じ(保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	福岡銀行 西日本シティ銀行 飯塚信用金庫 福岡県信用組合 福岡中央銀行 北九州銀行
	無担保・無保証人扱い ※但し、法人は代表者の保証が必要			○常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社及び個人 ※中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者 ○市内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること ○市民税の所得割(法人では法人税割)があり、完納していること ○現在、保証協会の保証残高がないこと	運転資金 設備資金			450万円以内	1.00%		
	不況対策資金	経済変動に伴い、事業活動が停滞し、かつ不況の長期化により、緊急に必要な事業資金	市内に事業所を有し、現に事業を営んでいることが確認でき、納期の到来している市税を完納している企業で、真に資金の必要性があり、具体的な計画がある者 ※許認可等を必要とする業種にあっては、その許認可等を有する者	運転資金	700万円以内 (500万円以内)	1.35%	7年以内 (5年以内) 据置期間: 6ヶ月以内	0.45% ～ 1.63% (割引制度あり)	(担保) 必要に応じ(保証人) 法人は代表者、個人は不要	市長が指定する期間	
通常の事業に資金が必要な方	設備近代化資金	機械・店舗及び営業施設等の改善に必要な資金	【対象物件】 ○生産・加工及び修理に直接使用する機械(消耗的工具類は除く) ○直接事業の用に供する建物(仮建設物は除く) ○事業の改善に直接供する事務用機器、冷蔵庫、冷暖房機等。(消耗的工具類は除く)	設備資金	1,000万円以内 (700万円以内)	1.35%	7年以内 (5年以内) 据置期間: 6ヶ月以内	0.45% ～ 1.63% (割引制度あり)	(担保) 必要に応じ(保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	福岡銀行 西日本シティ銀行 飯塚信用金庫 福岡県信用組合 福岡中央銀行 北九州銀行
	長期事業資金	中小企業等が営む事業に必要な資金	市内に事業所を有し、現に事業を営んでいることが確認でき、納期の到来している市税を完納している企業で、真に資金の必要性があり、具体的な計画がある者 ※許認可等を必要とする業種にあっては、その許認可等を有する者	運転資金 設備資金	600万円以内	1.35%	5年以内 据置期間: 6ヶ月以内	0.45% ～ 1.63% (割引制度あり)	(担保) 必要に応じ(保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	
	小口事業資金	小規模企業者が営む営業に必要な資金	○常時使用する従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の会社及び個人 ※中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者	運転資金 設備資金	700万円以内 ※既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で1,250万円以内の新規保証に限る	1.35%	5年以内	0.50% ～ 1.93% (割引制度あり)	(担保) 原則不要(保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	
高度化	高度化資金	協同組合等が行う事業の共同化、工場等の集団化、その他、に寄与する事業に必要な資金	独立行政法人中小企業基盤整備機構法による融資で、県が融資の決定又は内定した企業	設備資金	5,000万円以内	1.55%	5年以内 (2年延長できる) 据置期間: 1年以内	必要に応じ設定	(担保) 必要(保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	福岡銀行 西日本シティ銀行 飯塚信用金庫 福岡県信用組合 福岡中央銀行 北九州銀行
観光開発	観光開発施設資金	飯塚市観光開発計画に合致した必要な事業を行う施設に必要な資金	【対象物件】 飯塚市観光開発計画に合致した必要な事業を行う施設	設備資金	1企業当たり 3,000万円以内	1.35%	7年以内 据置期間: 1年以内	0.45% ～ 1.63% (割引制度あり)	(担保) 必要(保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	
商業活性化	商業活性化資金	商業を取り巻く環境の変化に即した店舗等の近代化及び商業基盤施設の整備に必要な資金	商店街等(法人組織)が作成した計画に基づき商店街等の活性化又は近代化に大きく寄与すると認められる事業を行う中小企業者及び商店街等々で市内に事業所を有し、現に事業を営んでいることが確認でき、納期の到来している市税を完納している企業で、真に資金の必要性がある企業	設備資金 (土地取得を含む)	中小企業者 (1企業) 2,000万円以内 商店街等 (1組合) 5,000万円以内	1.55%	10年以内 据置期間: 1年6ヶ月以内	0.45% ～ 1.63% (割引制度あり)	(担保) 必要に応じ(保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	福岡銀行 西日本シティ銀行 飯塚信用金庫 福岡県信用組合 福岡中央銀行 北九州銀行

飯塚市中小企業融資制度一覧

令和5年4月1日現在

区分	制度名	目的	融資対象	用途	融資条件						取扱金融機関
					限度額	年率	期間	保証料年率 (※)	担保・保証人	申込時期	
事業を始める方	起業支援資金	市内で新たに起業する為に必要な資金	ソフトウェア業関連を営む企業で、飯塚市内において起業する具体的な計画を有する20歳以上の者で次の者(中小企業者である法人を含む) ○市が実施する起業家支援セミナー若しくはこれに準ずるセミナーを受講した者又は市のコンサルタントの派遣を受けた者 ○適切で確実な事業計画及び経営能力を有する者 ○市税を滞納していない者 ○開業に必要な資金の3分の1以上の自己資金を有する者	運転資金 設備資金	1,000万円以内	1.45%	7年以内 据置期間: 1年以内	0.45% ~ 1.63% (割引制度あり)	(担保) 不要 (保証人) 法人は代表者、個人は不要	常時	飯塚信用金庫

(※)保証料年率について

飯塚市融資制度の信用保証料は一部市が負担しており、一般的な料率から割引した料率となっています。(保証協会が定める保証料率が1.08%以下の場合は協会の定める率とし、超える場合は最大0.27%を差し引いた率)  
また、信用保証料率は、経営状況等に応じ、原則9段階の料金体系として借入金額に対して表示しています。詳しくは福岡県信用保証協会筑豊支所(飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル5階 TEL0948-22-3585)にお問い合わせください。